

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市土地活用等評価委員会
現在員		4 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 25%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		団体による推薦や補職名による選出のため	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後改選の際には指針の基準を満たすよう努めます。	

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市入札等監視委員会
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 50%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本委員会においては、平成26年度に本市入札契約事務にかかる不祥事が相次いで発生したことを受け、その改善策などの策定について、経過を踏まえつつ意見をいただいてきました。また昨年、入札談合等関与行為防止法違反の疑いで、関係所属が検察庁による強制捜査を受け、職員が逮捕された事案を受け、これまでの取組みや改善策の進捗状況を監視し実効性を検証しつつ、より効果的な再発防止策を構築するため、議論の継続性、効率性の観点から、基準を超えて再任したことから、在任期間についても4年を超えたものです。</p>		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本委員会においては、平成26年度に本市入札契約事務にかかる不祥事が相次いで発生したことを受け、その改善策などの策定について、経過を踏まえつつ意見をいただいてきました。また昨年、入札談合等関与行為防止法違反の疑いで、関係所属が検察庁による強制捜査を受け、職員が逮捕された事案を受け、これまでの取組みや改善策の進捗状況を監視し実効性を検証しつつ、より効果的な再発防止策を構築するため、議論の継続性、効率性の観点から、基準を超えて再任したものです。</p>		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>基準に抵触する委員については、次回改選時（令和3年4月）までに後任として適当な学識経験者を選定し、指針に適合するよう努めます。          なお、今後、委員会の構成委員を概ね半数ごと（常任の委員4名中2名ごと）に入れ替えていくこととし、スムーズに議論の継続性が保持できるように努めます。</p>		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市土地利用審査会
現在員		7 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 29%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		改選にあたっては女性委員を4割以上確保するべく人選を行っていたが、委員の人選にあたり、専門分野に精通している人物で、かつ、女性である委員の選任が困難であったためです。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		今後の地価公示、地価調査の結果から総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないためです。	
再任2回以上		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		今後の地価公示、地価調査の結果から総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないためです。	
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		今後の地価公示、地価調査の結果から総合的な判断を引き続き円滑に行う必要があり、平成23年から平成25年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通している委員が他にいないためです。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		次期改選時までは後任としてふさわしい学識経験者を探すことにより、新たな委員の選任を図ることとします。	

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市計画審議会
-------	-------	---------	------------

現在員	28 人
指針の基準 (20人以内)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市計画審議会の組織と運営について定める「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」において、政令指定都市の都市計画審議会の委員の数を9人以上35人以内とする旨の規定があります。本市審議会委員の数については、同規定及び地方自治法における市町村議会の議員定数の算出方法（均一の人口増加分に対して均一に増加させていく）を準用した結果、30人程度が適切であると判断しています。
女性数・女性比率	11 人 ・ 39%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	学識経験者の委員に関しては、改選にあたり、可能な限り女性の選任に努めたが、学識経験者の委員数14名中女性委員6名となり、女性の登用比率は42.8%となっていますが、市会議員の委員（14名）に関しては、都市経済委員会の委員全員を選任することとしており女性委員は5名であることから、全委員中女性委員の割合は39.2%となっています。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、極めて専門性の高い知見が求められることから、一部の委員については兼務の数について指針に抵触するものの、代わりとなる人材の確保が困難であるためです。
在任4年超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となるためです。
再任2回以上	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となるためです。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成12年に指定都市の特例により本審議会を設置する際、従前、大阪府の審議会に付するにあたり計画消防委員協議会（当時）に諮ってきた経過も踏まえ、市会との調整を行った結果、本審議会における市会議員の委員については、計画消防委員会（当時）の委員全員の15名を選任することとし、学識経験者の委員についても同数の15名を選任することとしました。 市会議員については市会議長に対して推薦を依頼しており、結果として推薦された市会議員のうち1名が基準を満たさないこととなったためです。 なお、学識経験者の委員に関しては、全員指針の基準に適合しています。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであり、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となることから一部の学識経験者の委員については、審議の適切な運営の観点から長期にわたり委員を務めていただいています。 これらの委員については、次回改選時まで後任として適任である学識経験者を探すなどにより、指針に満たない項目が今回改選時以下となるように取り組み、最終的には指針に適合するように、今後も努力します。

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市景観委員会
-------	-------	---------	------------

現在員	11 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	5 人 ・ 45%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、大阪市景観計画の変更や大阪市景観読本の更新に向け、これまでの経過を踏まえながら継続的に審議を行う必要があります。当該委員については、景観諸制度や景観計画の変遷に精通し、景観施策に関する幅広い知識と経験があり、本委員会に必要不可欠な存在であるため、引き続き選任しています。
在任4年超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、大阪市景観計画の変更や大阪市景観読本の更新に向け、これまでの経過を踏まえながら継続的に審議を行う必要があります。当該委員については、景観諸制度や景観計画の変遷に精通し、景観施策に関する幅広い知識と経験があり、本委員会に必要不可欠な存在であるため、引き続き選任しています。
再任2回以上	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、今後の新たな景観施策について審議を進めることとしており、大阪市景観計画の変更や大阪市景観読本の更新に向け、これまでの経過を踏まえながら継続的に審議を行う必要があります。当該委員については、景観諸制度や景観計画の変遷に精通し、景観施策に関する幅広い知識と経験があり、本委員会に必要不可欠な存在であるため、引き続き選任しています。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後改選の際には「審議会の設置及び運営に関する指針」の基準を満たすよう、適任である学識経験者を探す等により、指針に適合するよう努めます。

担当局・区	都市計画局建築指導部	審議会等の名称	大阪市建築審査会
-------	------------	---------	----------

現在員	7 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 43%
指針の基準 (40%以上)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、法改正に伴う新たな同意案件が想定されるなかで、これまでの審査実績を活かして当該同意案件における法的観点からの検討をしていただける人材であるためです。</li> <li>・ 都市交通工学の専門家で、都市交通まちづくりの視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠な人材であるためです。</li> </ul>
再任2回以上	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、法改正に伴う新たな同意案件が想定されるなかで、これまでの審査実績を活かして当該同意案件における法的観点からの検討をしていただける人材であるためです。</li> <li>・ 都市交通工学の専門家で、都市交通まちづくりの視点から適確なアドバイスをいただける数少ない人材であり、今期の本審査会において必要不可欠な人材であるためです。</li> <li>・ 行政の分野については、建築指導行政の運用に関する市・府相互の連携を図るため、大阪府の職員を選任しているためです。</li> </ul>
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員は70歳を超えているが、建築、まちづくりに関する豊富な知見を有する行政法、地方自治法を専門とする法学者であり、法改正に伴う新たな同意案件が想定されるなかで、これまでの審査実績を活かして当該同意案件における法的観点からの検討をしていただける人材であるためです。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>建築審査会については、建築基準法の規定に基づき法律、建築、都市計画、公衆衛生及び行政の分野を専門とする7人の委員で構成しており、7人のうち、指針の基準を満たしていない委員は3人です。</p> <p>在任4年超、再任2回以上及び70歳超の3項目を満たしていない委員が1人（「法律」の分野）、在任4年超、再任2回以上の2項目を満たしていない委員が1人（「都市計画」の分野）、再任2回以上の1項目を満たしていない委員が1人（「行政」の分野）となっています。</p> <p>「行政」分野の委員については、建築指導行政の運用に関する市・府相互の連携を図るために大阪府の職員（大阪府住宅まちづくり部建築指導室長）を選任することとしており、指針の項目に適合するか否かは大阪府の人事異動に左右されることとなるため見直しが困難ですが、他の2人については、次回改選時（令和3年11月）までに後任となる学識経験者を探し、指針に満たない項目の解消に努めます。</p>

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	御堂筋デザイン会議
-------	-------	---------	-----------

現在員	4 人
指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 25%
指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議における委員構成は、建築史、都市計画、造園・ランドスケープ、景観・デザインの分野から選任していますが、本会議の扱う事案の検討に精通した女性委員の選定が困難なこと、また御堂筋デザインガイドラインの充実等に向け、御堂筋沿道に関するこれまでの協議経過や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であること、さらに委員数は必要最小限の人数であるべきであるという指針に鑑み、結果として、女性委員の構成率が25%となっています。
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議は、御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画や良好なまちなみ形成上必要な事項についての審議等を行うものですが、今後、着実な運用に向けた御堂筋デザインガイドラインの充実や、新たな試みである地域景観づくり協定の運用にかかる意見聴取を行う必要があります。こうしたことから御堂筋沿道に関するこれまでの誘導実績や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。
在任4年超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議は、御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画や良好なまちなみ形成上必要な事項についての審議等を行うものですが、今後、着実な運用に向けた御堂筋デザインガイドラインの充実や、新たな試みである地域景観づくり協定の運用にかかる意見聴取を行う必要があります。こうしたことから御堂筋沿道に関するこれまでの誘導実績や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。
再任2回以上	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議は、御堂筋デザインガイドラインに基づき、新規建築計画や良好なまちなみ形成上必要な事項についての審議等を行うものですが、今後、着実な運用に向けた御堂筋デザインガイドラインの充実や、新たな試みである地域景観づくり協定の運用にかかる意見聴取を行う必要があります。こうしたことから御堂筋沿道に関するこれまでの誘導実績や地域の実情等に詳しい委員の選任が必要不可欠であり、本会議の円滑な運営のために、当該委員を引き続き選任しています。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	委員改選時において、適任である学識経験者を探す等により、指針の基準を満たすよう努めます。

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市空家等対策協議会
現在員	20 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 30%		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市の議員については、大阪市の議長からの推薦により選定するため、3名全てが男性となりました。また、関係団体から参加していただく委員については、関係団体あてにできる限り女性委員の推薦を依頼したものの、団体構成員の女性比率が低いこともあり、8名のうち女性は1名のみとなりました。なお、その他委員については女性委員の登用率を上げるよう選定しており、学識経験者等は6名のうち3名を、公募委員は2名のうち2名を女性委員としています。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市長を補佐する役割として、副市長を構成員とする必要があるためです。		
在任4年超	11 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	有識者3名については、今期協議会の運営に必要な不可欠な人材であるため、再任となりました。大阪市の議員については、大阪市の議長からの推薦により選定するため、1名が再任となり、また、当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者2名と、関係団体から参加していただく委員については、関係団体あてに推薦を依頼した結果、8名のうち5名が再任となりました。		
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	空家の利活用に関する知識や相談窓口での経験が豊富であり、当協議会の目的に密接に関連する団体の代表者等であるためです。		
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市長を補佐する役割として、副市長を構成員とする必要があるためです。		
今後の見直し方針	次回改選時には、70歳超の項目については後任となる人物を探すこととし、女性登用率については、各団体への推薦時に可能な限り女性委員を推薦していただけるよう依頼するなど、指針を満たさない項目の解消に努めます。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市経済加工統計研究会議
現在員		3 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		0 人 ・ 0%	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったためです。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		次の改選時には、女性を確保すべく、引き続き推薦依頼等を行います。	